

豊島区監査委員公告第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、工事監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和4年10月18日

豊島区監査委員	永	田	謙	介
同	中	川	貞	枝
同	鈴	木	善	和
同	根	岸	光	洋

3豊総総発第638-2号  
令和4年9月8日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高野之夫

令和3年度工事監査結果報告における監査委員意見・要望に対する  
検討状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、  
地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

4豊教庶発第765号  
令和4年8月4日

豊島区監査委員 様

豊島区教育委員会教育長  
金子 智雄

令和3年度に実施した監査結果報告における監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する改善等措置及び検討状況の報告方について（回答）

標記の件につきまして、意見の付された事項への措置を講じましたので、地方自治法第199条14項に基づき、別紙のとおり通知します。

**令和3年度工事監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項及び意見・要望	左の指導事項及び意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第2【3】意見・要望</b></p> <p><b>1. 池袋第一小学校改築工事</b></p> <p>(1) ライフサイクルコストを踏まえた施工について</p> <p>池袋第一小学校は、「森の中の学校」をコンセプトとして、屋上緑化や壁面緑化のほかに建物3階のバルコニーにはビオトープを作るなど、みどりと触れ合う自然環境を整える計画で改築を進めており、区全体のみどりのネットワークとのつながりを大切にしている。太陽熱による給湯や雨水の再利用など環境負荷に配慮した設計が施されており、竣工に先立ち令和2年度には国の「エコスクール・プラス」の認定を得たところである。2050年までにCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指す区の政策を、教育現場において推進する先進事例といえる。</p> <p>一方、コンセプトの中核となる植栽については、学校用務員を中心に対応する一般的な事例と異なり、専門業者によるきめ細かい管理、手入れが必要となり、多額の経費が見込まれている。</p> <p>本監査において、植栽管理の仕様及び経費に係る検討が、工事発注後であることが確認された。コンセプトを維持するための主要な経費が、事後的に試算されたことについては、疑問を感じる。真のエコスクールは、環境配慮に加え、経費の縮減が図られる持続可能な学校であるべきと考える。</p> <p>今後の学校改築にあたっては、イニシャルコストや躯体・設備にかかるランニングコストのみならず、植栽管理等を含めたライフサイクルコスト全体について設計段階で必要な試算を行い、最少の経費で最大の効果が挙がるよう十分な精査、検討を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">(施設整備課、学校施設課)</p>	<p><b>第2【3】意見・要望</b></p> <p><b>1. 池袋第一小学校改築工事</b></p> <p>(1) ライフサイクルコストを踏まえた施工について</p> <p>今後の学校改築においては、長期間にわたって安定的かつ合理的な施設運営を実現するため、基本設計の段階で、ランニングコストを含めたライフサイクルコストを検証し、改築事業にかかるトータルコストの見通しを明らかにしていく。</p> <p>検証の結果、多額のランニングコストが想定される場合、コストの合理化のため、一部設計の変更も含めた見直しを行うことも検討する。</p> <p style="text-align: center;">(施設整備課、学校施設課)</p>

### (2) ユニバーサルデザインの視点について

各平成30年度及び令和元年度に実施した巣鴨北中学校の工事監査において、今後の学校改築の際には、ストレッチャーが入る広さのトイレを1階に設置するよう要望したところ、池袋第一小学校においては、設計の段階よりストレッチャーが入る多目的トイレを1階に配置する計画となっており、その広さが確保されていた。また、大人が横になって使用できる多目的シートが設置されることも、評価に値する。

区有施設の改築・改修等の機会をとらえ、とりわけ小・中学校においては、児童・生徒が障害の有無を超え、ともに学ぶことができるインクルーシブ教育を環境面から確保するため、また、災害時等の区民の利用にも対応するため、今後も引き続き、十分なスペースのあるトイレの設置をはじめとして、ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備を進められたい。

(施設整備課、学校施設課)

### (3) 敷地南側の勾配について

学校敷地南側にある「南門」の西側と、現在整備中である都市計画道路補助82号線とが接する箇所に、大きな勾配が生じていた。勾配がついたままでは安全性に問題があると思われる。大きな段差や急坂とならないよう、都市計画道路補助82号線の関係先と調整を図られたい。

(施設整備課)

### (2) ユニバーサルデザインの視点について

今後の学校改築においては、旧平和小学校に確保する仮校舎も含め、必要十分な面積と機能を確保した多目的トイレやエレベーターの設置など、ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備を引き続き進めていく。

また、改修においては、既存建物の物理的な制限や法的な制約などもあり、完全なバリアフリー達成は難しいケースもあるが、西巣鴨小学校で整備したインクルーシブ遊具のように、学校と協議をしながら、効果的なユニバーサルデザインを実現させていく。

(施設整備課、学校施設課)

### (3) 敷地南側の勾配について

都市計画道路補助82号線を整備する東京都第四建設事務所と協議し、道路のかさ上げや都市計画道路、区道、池袋第一小学校敷地の接合を調整することで、勾配の緩和を目指していく。

(施設整備課、土木管理課、学校施設課)

#### (4) 学校プールのあり方について

新設される屋上のプールには開閉式の屋根が設置されており、例年の猛暑が懸念される中、児童の熱中症予防に資するものとする。また、オフシーズンにはプールの底面を上昇させ、その上に人工芝を敷くことにより他の用途にも活用できる工夫がなされており、当該工事としては、前記の提言書及び基本構想・基本計画を踏まえた的確なものとして評価できる。

他方、当該工事を離れて学校プールのあり方一般に目を向けるならば、近年、都内を含めた全国各地の自治体において、水泳授業の質の向上、教職員の負担軽減、財政負担や環境負荷の縮減等を目的として、学校プールを新設・更新せず、公立・民間のスポーツセンター、既存校のプールを活用する動きがある。

文部科学省も学校施設の老朽化対策に関し、他の公共施設又は近隣の学校との共同利用に着目しており、「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」（令和2年3月）において、プールの共同化を中心に各自治体の取組を紹介している。これらの事例も参考に、さまざまな要因を多角的に比較・検証のうえ、今後の学校プールのあり方を研究されたい。

(施設整備課、学校施設課)

#### (4) 学校プールのあり方について

学校のプールは光熱水費などのランニングコストが毎年度発生し、改修には多大なコストを要することから、スポーツ施設のプール利用や共同利用には一定のメリットがあると考えられるが、実現に際しては保護者、地域住民、議会の理解や同意が不可欠である。

旧平和小学校に整備する仮校舎にはプールを設けず、区立体育施設のプールを利用する計画である。仮校舎での運用なども踏まえつつ、他自治体の事例を参考にしながら、今後の学校改築事業の中で、プールのあり方について地域や学校の意見も反映しながら検討を深めていく。

(施設整備課、学校施設課)

**(5) クレーン車の転倒事故について**

解体工事における杭抜き工事の準備作業中に、校庭でクレーン車の転倒事故が起きた。事故の原因は、カウンターウエイトを装着していない状態でのクレーン車の定格荷重等について、工事事業者が確認を怠り、準備作業を行ったことであった。なお、近隣周辺への被害はなく、最終的に工期の遅延が生じることもなかった。

区は、事業者に対し事故状況の整理と報告を求めて原因と再発防止策について確認しており、また、同様の事故が起きないように指示しているところであるが、引き続き現場の安全管理について徹底されたい。

(施設整備課)

**(5) クレーン車の転倒事故について**

工事現場の安全管理については、従前より施工計画書等で安全計画の確認を行い、日頃の打合せにおいても注意喚起を行っているところであるが、このような事故の発生を受け、今後は安全確保が計画通り実施されているかを現場で確認する等、より厳格に安全管理に取り組み、事故の発生防止に努める。

(施設整備課)

所管部課: 施設整備課、学校施設課

**令和3年度工事監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項及び意見・要望	左の指導事項及び意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第2【3】意見・要望</b></p> <p><b>2. 長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築工事</b></p> <p>(1) 周辺環境に応じた施工方法について</p> <p>本現場は、近接した住宅に周辺を囲まれた中に位置しており、工事騒音、工事振動に関して近隣への対応に十分な配慮を要する立地にある。この環境においては、コンクリートの打設時にバイブレーターによる十分なコンクリート締固め作業が難しい状況である。その関係で、一部の壁にはジャンカ（豆板）が発生したが、構造上に問題があるものではなく、適切に補修が施されていた。</p> <p>ジャンカの発生を抑えて施工品質を上げるためには、水セメント比の配合やコンクリートの打設方法について、設計の段階で分析・検討することが重要と思われる。</p> <p>今後は、立地における周辺環境に応じた施工方法を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課)</p> <p>(2) 地階の活用について</p> <p>本施設の地階には、共用スペースのほか、長崎健康相談所の事務室を配置する計画となっている。一般的に地階は、採光や換気、除湿等の課題があることから、常時利用が前提となる執務環境としては不相当といわれる。区においても、少なくとも直近十数年で課レベルの事務室が地階に設置された前例は見当たらない。</p> <p>一方、今回の工事では、事務室の前面にドライエリアを設けることによって採光等の課題を緩和する措置が講じられた。施設の有効活用を図る観点で、倉庫などに限定されがちな地階の用途に幅を持たせる取組といえる。</p> <p>今後、工事、運用後それぞれの過程において、採光や換気の状態を十分検証し、良好な執務環境を確保するとともに、今回の事例を他の施設計画の参考事例とされたい。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課、長崎健康相談所)</p>	<p><b>第2【3】意見・要望</b></p> <p><b>2. 長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築工事</b></p> <p>(1) 周辺環境に応じた施工方法について</p> <p>東京都財務局発行の建築工事標準仕様書では、普通ポルトランドセメントにおける水セメント比の最大値は65%としており、通常は60%としている。</p> <p>周辺環境等の事情によりバイブレーターによる十分な締固めができないことが予想される場合、水セメント比を抑えることや施工方法を工夫することで、ジャンカができにくくなることは指摘の通りである。</p> <p>ただし、水セメント比を低く抑えることは施工費のアップにつながることもなる。</p> <p>今後は、周辺環境に応じ、適切な水セメント比および施工方法を設計の段階から検討し、より一層の施工品質確保につなげていく。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課)</p> <p>(2) 地階の活用について</p> <p>利用者の利便性を考慮すると地上・アクセスしやすいエリアに運営エリアを配備することが望ましい。</p> <p>事務室も近接させることが理想ではあるが、スペースの問題でなかなか困難なケースがある。</p> <p>当区でも巣鴨図書館・目白図書館・上池袋図書館等でも前面ドライエリアで地下事務室等を設置してきている。</p> <p>当該施設では、除湿機能を高めるため、空調はドライ運転が可能な機器を選定。地階事務室には調湿外気処理機も設置。また、将来除湿器を増設する場合に備えて地階の倉庫等には排水口を準備した。実際の運用に際しては、建物構造上の特性に合わせた机やキャビネット等の備品配置、ドライエリアの植栽等により、日常動線を意識した安全性や効率性の他に執務に相応しい環境整備を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課、長崎健康相談所)</p>

**(3) ユニバーサルデザインの視点について**

これまでの工事監査において、特に学校改築の際には、ストレッチャーが入る広さのトイレを1階に設置するよう要望していたことは、すでに述べたとおりであるが、本施設においても、1階にストレッチャーが入るトイレが配置されていること、また、大人が横になって使用できる多目的シートが設置されることは評価に値する。

今後、改築や新築を予定している施設においても、トイレを始めあらゆる設備にユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰もが使いやすい施設整備を引き続き進められたい。

(施設整備課)

**(4) 児童相談所と関係機関との連携について**

児童福祉に関する専門機関である児童相談所と母子保健機能を有する長崎健康相談所との併設により、子育てに関する気軽な相談や児童虐待の未然防止・早期対応など幅広い対応が可能となり、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期に至るまで切れ目ない子ども・子育て家庭への支援が期待できる。区民の利便性向上や職員間の情報共有の迅速化など併設のメリットを十分に活かすことができるよう、今後、ハード面に加えソフト面においても効果的な連携のあり方を検討されたい。

一方、区内の西部地域を管轄する長崎健康相談所と異なり、児童相談所は区内全域を管轄することから、地域を問わず必要な支援を迅速に行うことができるよう、関係機関とのネットワークの構築、役割分担の明確化などについても検討を深められたい。

(子育て支援課、長崎健康相談所)

**(3) ユニバーサルデザインの視点について**

近年は「誰でもトイレ」の普及を目指し、改修においても「車いす対応トイレ」以上のグレードの設置について検討をしてきている。

当施設改築においても、当初は「車いす対応トイレ」で計画を進めていたが、ユニバーサルデザイン(SGDs)等の視点から、「ストレッチャー対応」に変更した。

今後とも「ストレッチャー対応トイレ」をはじめ、「福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に規定する「望ましい整備」を意識し、ユニバーサルデザイン、SGDs等を達成すべく設計当初から検討を行っていく。

(施設整備課)

**(4) 児童相談所と関係機関との連携について**

児童相談所と長崎健康相談所は、子どもの最善の利益と家庭への包括的な支援に向けて、所間の情報共有を行う定期的な情報共有の場や、日頃からの顔の見える関係づくりを通じて、専門職同士の連携強化を行い、複合施設としての効果的な連携を構築する。

昨今の児童虐待対応の現状は、子ども自身の発達課題による生活のしづらさや保護者への心理的支援など、保健・医療・福祉の各分野に属する個々の課題が重層化している。

こうしたことから、「児童相談所」と母子保健の専門機関である「長崎健康相談所・池袋保健所」に「子ども家庭支援センター」を加えた三機関が核となり、関係機関との連携と地域のネットワークを活用した“オールとしま”による児童相談支援体制の構築に向け、準備を進めていく。

(子育て支援課、長崎健康相談所)

所管部課: 施設整備課、子育て支援課、長崎健康相談所

**令和3年度工事監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項及び意見・要望	左の指導事項及び意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第3【2】指摘・指導事項</b>  <b>(2) 指導事項</b>  <b>3. 大塚駅北口駅前広場整備工事</b>  <b>(1) モニュメントのひび割れと染みについて</b>            大塚駅北口駅前広場の整備において設置された3つのモニュメントのうち、大塚駅北口交差点の東側（都電三角地）に設置された「モニュメントー3」の土台における表面加工部分に、細い線状のひび割れが広範囲に見られ、また、モルタルが染み出ている箇所も点在していた。ひび割れは施工直後から発生していたため一旦は補修していたが、今回の現場実査の後に、ひび割れた箇所のコンクリート躯体の状態を、ハンマーで叩く打音検査により確認したところ、内部に空隙があることが判明し、さらにセメントで充填しひび割れを除去する補修を行うこととなった。            モニュメントを設置してからまだ日が浅く、経年劣化によりひび割れが起きたとは考えにくい。この状態を放置しておくことさらにひび割れが進み、表面が剥がれて空隙が広がり何らかの事故が発生する可能性もある。早急に原因を解明して対処することはもとより、ひび割れがさらに広範囲に及ばないよう、必要な管理体制を構築されたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路整備課)</p>	<p><b>第3【2】指摘・指導事項</b>  <b>(2) 指導事項</b>  <b>3. 大塚駅北口駅前広場整備工事</b>  <b>(1) モニュメントのひび割れと染みについて</b>            ひび割れの原因としては、高度造形モルタル表面の下にモルタルが完全に充填されていなかったためである。            また、モルタル成分が染み出していたことについては、ひび割れた箇所及びジョイントの隙間から水がまわり底盤部の隙間から染み出してしまっていた。            措置状況としては、ひび割れが発生している箇所の高度造形モルタルを撤去し、全幅にてモルタルを充填し再度表面加工をした。また、打音検査にて空隙が確認された側面部については、エポキシ系樹脂材及び無収縮モルタルを非開削にて注入し、補修後、コア抜き及び打音検査にて充填状況を確認した。更に、ジョイントの隙間について、雨水等の侵入を防ぐため再度コーキングを施し、補修工事を完了させた。</p> <p style="text-align: right;">(道路整備課)</p>
	<p>所管部課： 道路整備課</p>

**令和3年度工事監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項及び意見・要望	左の指導事項及び意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第2【3】意見・要望</b></p> <p><b>3. 大塚駅北口駅前広場整備工事</b></p> <p>(1) 新しくなった北口駅前広場について</p> <p>大塚駅北口駅前周辺に設置されている分電盤が、SDGs カラーできれいにラッピングされており、そこでは、区が作成した「としまSDGs チャレンジブック」の中にある、「ごみの分別をしっかり行い Recycle に貢献しよう」など、すぐに始めやすい取組を紹介している。従来の無機質な分電盤にラッピングを施すことにより、駅前の景観が明るく彩られており、その創意工夫は大いに評価できる。ぜひ、他の場所においても活用を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路整備課)</p>	<p><b>第2【3】意見・要望</b></p> <p><b>3. 大塚駅北口駅前広場整備工事</b></p> <p>(1) 新しくなった北口駅前広場について</p> <p>大塚駅北口駅前広場で行った分電盤のラッピングは、地元企業と区のSDGs 未来都市推進課、都市計画課など、民間と行政が連携して取り組んだ事例となる。</p> <p>今回の事例を参考に、まちに新たな魅力が生まれていくよう、関係部署と連携してまちづくりに取り組んでいきたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路整備課)</p>
	<p>所管部課： 道路整備課</p>

**令和3年度工事監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項及び意見・要望	左の指導事項及び意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第2【2】指摘・指導事項</b>  <b>(2) 指導事項</b>  <b>4. 遊具設置工事</b></p> <p>① 滑り台のセーフティマットについて</p> <p>本工事において千川二丁目児童遊園に設置した複合遊具における滑り台のセーフティマットが、今回の現場実査で確認した際には地面にしっかり埋め込まれて固定されておらず、5センチ程度の段差が生じていた。固定が甘く動いてしまう状態のため、場合によってはその段差につまずくことも想定される。</p> <p>早急に改善を図るとともに、今後、公園・児童遊園に設置する遊具については、日常点検・定期点検により危険を早期に発見し、改修・設置の時期や経過の記録を整えるなど、安全管理と事故防止対策を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p>	<p><b>第2【2】指摘・指導事項</b>  <b>(2) 指導事項</b>  <b>4. 遊具設置工事</b></p> <p>① 滑り台のセーフティマットについて</p> <p>ご指摘を頂いたセーフティマットの設置不良については、即時、周囲の封鎖と使用を中止し、補修材料を調達後に補修対応を行った。</p> <p>本件以後、公園管理巡視員に公園巡回における日常点検の手順を再確認し、利用者の安全を最優先とした管理について徹底を行った。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p>
	<p>所管部課： 公園緑地課</p>

**令和3年度工事監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項及び意見・要望	左の指導事項及び意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第2【3】意見・要望</b></p> <p><b>4. 遊具設置工事</b></p> <p>(1) 園内の植栽について</p> <p>池袋本町一丁目児童遊園においては、現在の安全領域の基準に則り、従来は4台設置されていたブランコを本工事において2台とし、全体の向きを90度回転させて設置した。ブランコから飛び降りる場合でも柵を越えないように、安全領域を確保したためのことではあるが、それにより園内中央の植栽と近接し、通り道が狭くなっていた。</p> <p>公園・児童遊園に共通することであるが、盛土された植栽は中央に設置しない方が見通しが良くなり広々とするため、今後、植栽の配置について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p> <p>(2) 遊具点検における判定基準について</p> <p>点検において、老朽化が著しく危険であるという「D判定」の結果が出た遊具については、使用停止にしたうえで撤去、改修しているとのことだが、タイミングによっては、公園・児童遊園の主要な遊具が長期間使用できない状態となる。D判定に至る前の段階で、早めに危険度が判断できれば、使用停止の期間を短縮できるのではないかと思われる。</p> <p>遊具は、子どもたちに楽しい遊びを提供する大切な道具であり、他の子どもと一緒に遊ぶことによりコミュニケーション能力を育てるものでもある。必要な遊具が最大限確保されるよう、より利用者に配慮した運用に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p>	<p><b>第2【3】意見・要望</b></p> <p><b>4. 遊具設置工事</b></p> <p>(1) 園内の植栽について</p> <p>ご意見のとおり、「遊具の安全に関する基準」の改定により遊具の改修にあつては、新基準の安全領域確保のため、既存サイズの遊具の設置に苦慮しているところであるが、今後は、園内の利用者が安全に移動できる歩行空間にも配慮し整備を進めていく。</p> <p>園内中央に設置された植え込み柵の植栽について、まずは園内全体的見渡しが効くよう、低木の植物類に変更することとし、前述の歩行空間の確保のため撤去することも検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p> <p>(2) 遊具点検における判定基準について</p> <p>遊具点検については、日常点検においても早期に不具合を発見し、予防措置を図ることで遊具の延命化に努め、D判定による急遽使用禁止となることの無いよう、利用者に配慮した管理を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p>

(3) 遊具のインクルーシブ化の推進について

公園を訪れる誰もが、障害の有無にかかわらず、ともに遊ぶことのできる、インクルーシブな環境を整備することは、子どもたちの成長機会の公平性につながり、区が進めるSDGsの理念にも合致するものである。

としまみどりの防災公園（IKE・SUNPARK）の隣地に令和2年に開園したとしまキッズパークは、いわゆる「インクルーシブ公園」の先駆的事例として、現在、全国から注目されている。このほか区内では、雑司が谷公園、駒込7丁目第2児童

遊園及び南長崎はらっぱ公園の計4か所において、車いすに乗ったまま利用できるものなどのインクルーシブ遊具が設置されている。

公園等の規模や物品管理等の制約もあるが、誰もが安心して快適に利用できる公園を目指し、既存の遊具の更新のみならず、遊具のインクルーシブ化についてもさらなる推進を図られたい。

(公園緑地課)

(3) 遊具のインクルーシブ化の推進について

遊具のインクルーシブ化については、中小規模公園活用プロジェクトにおいて、区内各方面の5カ所にも配置を広げている。令和4年度には池袋本町二丁目児童遊園の拡張整備工事において、車いすのまま遊べる砂場を設置するなど、着実に整備を行っている。

また職員の意識改革も進めており、都が実施している『誰もが遊べる児童遊具広場整備』の講習会や都が整備した砧公園の見学会へ若手職員を中心に積極的に参加し、さらなる整備に向け知識を深めている。

(公園緑地課)

所管部課： 公園緑地課

**令和3年度工事監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項及び意見・要望	左の指導事項及び意見・要望に対する措置状況等
<p><b>第2【3】意見・要望</b></p> <p><b>5. 公園等トイレ改修工事</b></p> <p>(1) トイレの仕様について</p> <p>雑司が谷みみずく公園における女子トイレには、個室の扉のみ設置されており入口の外扉は設置されていなかった。女子トイレの入口は通りの裏側に面しており、人目につかないため危険ではないかと思われた。</p> <p>また、千川二丁目中央児童遊園の男子トイレにおいては、内扉も外扉も設置されていなかった。利用者の安全性と利便性に配慮しつつ、目隠しとなる衝立を付けるなど、何らかの方法を検討されたい。</p> <p>今回、現場監査したトイレについては、清掃の利便性を考えた床タイルなどの内装素材や便器の取り付け位置を工夫していた点は、評価できる。今後も、清潔感を保つよう日頃からの維持管理に注意を払い、安心して使用できるトイレ空間の提供に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p>	<p><b>第2【3】意見・要望</b></p> <p><b>5. 公園等トイレ改修工事</b></p> <p>(1) トイレの仕様について</p> <p>トイレ入口の衝立(目隠し)については、目隠し板を設置する事による防犯面にも考慮し、設置の検討を進めていく。</p> <p>また、公園トイレの清掃は、日常清掃のほかに悪臭の原因となる尿石を除去するための、薬品による特別清掃も実施している。引き続き、利用者が快適に安心して使用できるよう努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p>

(2) 適切な維持管理の徹底と未改修箇所への対応について

公園は、規模や立地によりさまざまな機能があるが、このうち区内全域に点在する中小規模の公園、児童遊園は地域住民の憩いの場、交流の場、さらに、子どもの遊び場としての役割を果たしている。

中小規模の公園等において、トイレは、施設を安心・快適に利用するうえで欠かせないものでありながら、単なる付帯設備として、設置することで目的を終え、これまで快適性までは追求されて来なかった印象を受ける。

今般、公園の活用がまちのイメージを変えろというコンセプトのもと、公共施設内のトイレの重要性に着目した「としまパブリックトイレプロジェクト」の一環で利用者視点でのトイレの計画的改修が行われ、改修を契機にアートトイレなど、トイレに新たな付加価値を生む工夫がなされた。従来の発想にとらわれない先駆的な取組として高く評価したい。

一方、適切な改修がなされても、日々の管理次第で、利用者の満足度は大きく低下することとなる。将来にわたって、誰もが安心・快適に利用でき、地域に愛される公園、児童遊園となるよう、周辺住民とも連携し、継続的かつきめ細かい維持管理が行われるよう要望する。

また、今回の改修計画の対象外となった公園等の一部には、いまだ和便器が設置されている。より一層のバリアフリーを進めるため、早期に改修を図りたい。

(公園緑地課)

(2) 適切な維持管理の徹底と未改修箇所への対応について

公園トイレの清掃については、最低でも1日1回の清掃を実施している。アートトイレのある公園は1日2回、利用頻度の高い公園は1日3回から4回実施している。更に、悪臭の原因となる尿石を除去するため、薬品による特別清掃も、園の利用状況に応じ、年に3、4、12回の実施を行っている。引き続き、利用者が快適に安心して使用できるよう努めていく。

また、改修計画時に築年数の浅い施設や都市計画道路事業の事業区域に掛かっている施設には和便器が残っている。バリアフリーの観点と都市計画道路事業の長期化に対応するため、令和5年度までに全ての施設の洋便器化を図る。

(公園緑地課)

所管部課: 公園緑地課